

令和7年度 「駐車場等利用者への通勤手当等の支給について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和8年2月25日から令和8年3月9日まで 4回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
駐車場等利用者への通勤手当等の支給	駐車場利用者等利用者への通勤手当等の支給の詳細を定める。 主な支給の要件は、自転車以外の交通用具を利用していること、駐車場等の利用契約が月又は年を単位として料金が定められていること、週3日又は年121日以上勤務する職員であることとする。 手当額は月あたり上限5,000円として実費額を支給する。	自転車利用者やコインパーキング利用者を対象外とすることの明確な理由を示してもらいたい。	市の提案どおりとする。自転車利用者やコインパーキング利用者については近隣他市の状況等を注視し、必要に応じて見直しを検討する。